

参考資料 目次

○ 幼児教育に係る保護者負担の軽減	1
○ 義務教育段階の就学援助について	4
○ 奨学のための給付金事業	6
○ 高校生に対する奨学金事業	8
○ 授業料減免等措置(大学等の学生に対する授業料減免等)	9
○ 国立高等専門学校授業料等減免措置	10
○ 専修学校生の学生生活等に関する調査研究	11
○ 特別支援教育就学奨励費	12
○ 学校・家庭・地域の連携協力推進事業	13
○ 学校支援地域本部	14
○ 放課後子供教室	15
○ 土曜日の教育活動推進プラン	16
○ 家庭教育支援の取組	17
○ スクールカウンセラー等活用事業	18
○ スクールソーシャルワーカー活用事業	19

幼児教育に係る保護者負担の軽減（無償化に向けた段階的取組）（幼稚園就園奨励費補助）

（平成25年度予算額 23,538百万円）
 平成26年度予算額 33,905百万円
 （対前年度 10,367百万円増）

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。平成26年度については、幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図ることとし、「幼稚園就園奨励費補助」において低所得世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行う。

※幼稚園就園奨励費補助（補助率：1/3以内）

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する。

1. 低所得世帯の保護者負担軽減

保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担を無償にする。

（無償となるよう、保育料の全国平均単価「公立：79,000円、私立：308,000円」まで補助を可能にする。）

（階層区分）

（26年度）

【公立】生活保護世帯 79,000円（59,000円増）保護者負担を無償

市町村民税非課税世帯、
 市町村民税所得割非課税世帯
 （年収約270万円まで）

20,000円（前年度同額）

【私立】

第I階層：生活保護世帯 308,000円（78,800円増）保護者負担を無償

第II階層：市町村民税非課税世帯
 （市町村民税所得割非課税世帯を含む）
 （年収約270万円まで）

199,200円（前年度同額）

第III階層：市町村民税所得割課税額
 （77,100円以下）世帯（年収約360万円まで）

115,200円（前年度同額）

第IV階層：市町村民税所得割課税額
 （211,200円以下）世帯（年収約680万円まで）

62,200円（前年度同額）

※金額は、第1子の場合の補助単価(年額)

※市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

2. 多子世帯の保護者負担軽減の拡充

保育所と同様に、第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃する。

●幼稚園に同時就園している場合

第2子 0.5 **（所得制限を撤廃）**

第3子以降 0.0 **（所得制限を撤廃済）**

●小学校1～3年生の兄・姉がいる場合

第2子 0.75 → **0.5**

（保護者負担を半額、所得制限を撤廃）

第3子以降 0.0 **（所得制限を撤廃）**

※数値は、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の概ねの保護者負担割合である。

※無償となる保育料の上限は、保育料の全国平均単価（公立：79,000円、私立：308,000円）

幼稚園と保育所の保育料の比較(3歳以上児:年額)

- 幼稚園の保育料は、平均保育料等(公立施設年額7万9000円、私立施設年額30万8000円)から、所得階層区分ごとの幼稚園就園奨励費補助金額(国の基準額・第1子の場合)を引いた額が利用者負担額となる。
 - 保育所の保育料は、各市町村において、国の基準を参考に、所得に応じた利用者負担額を設定している。
- ※いずれも、所得区分の細分化や補助単価の引き上げ(額の引下げ)等を行っている市町村もある。

(単位:円)

公立幼稚園		私立幼稚園			保育所			
階層区分 (推定年収)	保育料	階層区分 (推定年収)	保育料	階層区分 (推定年収)	保育料	階層区分 (推定年収)	保育料	
I	生活保護世帯	59,000 ↓ 0	I 生活保護世帯	78,800 ↓ 0	I 生活保護世帯		0	
	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	59,000	II 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	108,800	II 市町村民税非課税世帯		72,000	
就園奨励費支給対象外	270万円～	79,000	III 270万円～	192,800	III 260万円～		198,000	
			IV 360万円～	245,800	IV 330万円～		324,000 (保育単価限度)	
					V 470万円～		498,000 (保育単価限度)	
			就支園給奨励対象外	680万円～	308,000	VI 640万円～		696,000 (保育単価限度)
						VII 930万円～		924,000 (保育単価限度)
			VIII 1,130万円～		1,212,000 (保育単価限度)			

(平成26年度予算額ベース)

※保育所の保育料については、上記の保育料より各地域区分ごとの保育単価が下回る場合はその保育単価を限度とする。

多子世帯の保護者負担の軽減(幼稚園と保育所との比較)

幼稚園

所得制限:原則あり(年収約680万円程度まで)
 ※第2子、第3子以降の所得制限を撤廃(平成26年度~)

保育所

所得制限:なし
 (全世帯が対象)

年収~約680万円

年収約680万円~

A世帯

B世帯

C世帯

D世帯

E世帯

小4
小3
小2
小1
5歳(年長)
4歳(年中)
3歳(年少)
2歳
1歳
0歳

小4
小3
小2
小1
5歳
4歳
3歳
2歳
1歳
0歳

※小4以上はカウントしない

※小1以上はカウントしない

※2歳以下はカウントしない



第1子 [1.0]
第2子 [0.5] (半額)
第3子 [0.0] (無償)



第1子

第2子 [0.75] (25%減) ⇒ [0.5]

第3子 [0.0] (無償)



第1子 [1.0]

第2子 [1.0] ⇒ [0.5]

第3子 [0.0] (無償)



第1子

第2子 [1.0] ⇒ [0.5]

第3子 [1.0] ⇒ [0.0] (無償)



第1子 [1.0]

第2子 [0.5] (半額)

第3子 [0.0] (無償)

幼稚園と保育所の「負担の平準化」の観点から、平成26年度予算により対応。

※ []内の数値は、第1子の保護者負担額を[1.0]とした場合の負担割合。 ※ 第1子は所得制限あり。

義務教育段階の就学援助について

1 就学援助の実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と明記されている。

2 就学援助の対象者

- ① 要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(平成24年度 約15万人)
- ② 準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者(平成24年度 約140万人) **【認定基準は各市町村が規定】**

3 要保護者に係る支援

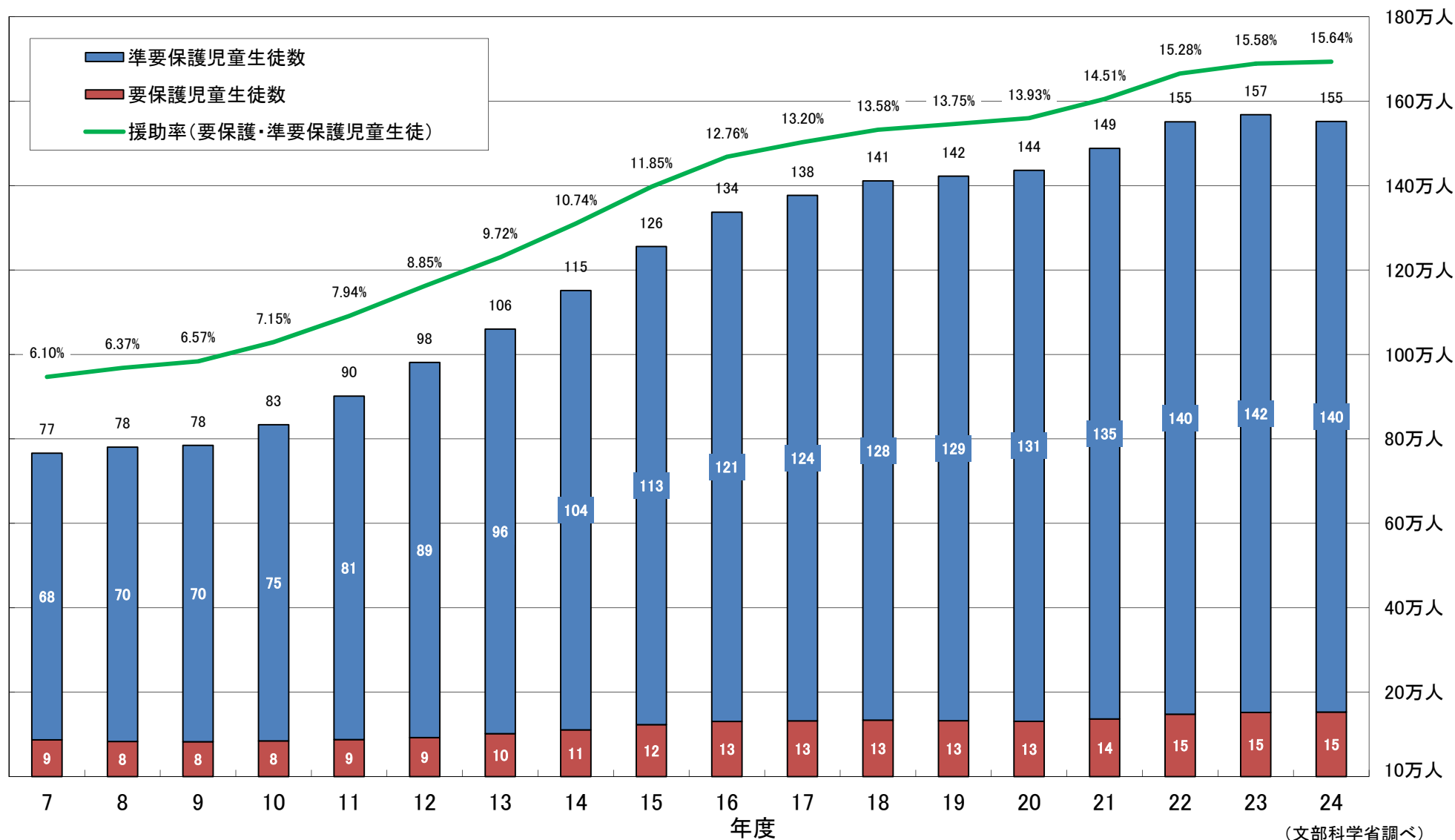
- ① 補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。**【要保護児童生徒援助費補助金】**
- ② 補助対象品目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③ 国庫補助率：1/2(予算の範囲内で補助)
- ④ 平成26年度予算額(案)：837,448千円(25年度予算：823,411千円)



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

要保護及び準要保護児童生徒数の推移（H7～24）



(文部科学省調べ)

※ 要保護児童生徒数 : 生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数 : 要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

奨学のための給付金事業の概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を創設し、都道府県に対して所要額を交付する(補助事業:国庫負担1/3)。

1 支給要件

- 非課税世帯(特別支援学校高等部生徒を除く)。
- 保護者、親権者等が当該都道府県内に在住していること。
- 就学支援金支給対象である学校(高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1~3年生)、専修学校高等課程等)に在学している者(当該都道府県外を含む)。
- 平成26年度入学者から学年進行で実施。

2 支給額

○生活保護受給世帯(通信制に在学する者を除く)(1.9%)

- ・国公立の高等学校等に在学する者 32,300円(年額)
- ・私立の高等学校等に在学する者 52,600円(年額)

※支給額の考え方:修学旅行費相当額

○第1子の高校生等がいる世帯(6.3%)

- ・国公立の高等学校等に在学する者 37,400円(年額)
(通信制に在学する者は、27,800円(年額))
- ・私立の高等学校等に在学する者 38,000円(年額)
(通信制に在学する者は、28,900円(年額))

※支給額の考え方:教科書費、教材費、学用品費、通学用品費相当額(通信制は、教科書費、教材費、学用品費相当額)

○23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯(3.1%)

- ・国公立の高等学校等に在学する者 129,700円(年額)
(通信制に在学する者は、36,500円(年額))
- ・私立の高等学校等に在学する者 138,000円(年額)
(通信制に在学する者は、38,100円(年額))

※支給額の考え方:教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費相当額
(通信制は、教科書費、教材費、学用品費相当額)

*各世帯の割合は26年度予算積算上の割合

3 26年度予算

28億円(新規)